# 他人の氏名を含む商標について 商標登録が認められなかった事例

Case of Registration of Trademark Including Name of Other Persons Denied Intellectual Property High Court Judgment July 29, 2020, 2020 (Gyo-Ke) No. 10006.

知財高判令和2年7月29日令和2年(行ケ)第10006号

# 渕 麻依子\* FUCHI Maiko

#### [抄録]

本件は、デザイナーの氏名をローマ字表記したものに英単語を組み合わせたものを標準文字で表して成る商標「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」について登録の可否が争われた事案である。

個人の氏名から成る商標について商標登録を受けている実例が多数存在する一方で、近年、そうした商標について、同姓同名の他人の存在が確認できる場合に、その他人のすべてから承諾を得ていないとして4条1項8号に該当することを理由に特許庁が商標登録を認めない事例が散見されるようになっている。そして、知財高裁でも、そのような特許庁の判断を支持する判決が見られるようになってきた。これまで知財高裁で争われた事例では、漢字の氏名から成る商標、ローマ字表記の氏名と図柄を組み合わせた商標について、4条1項8号にいう他人の氏名を含む商標であるとして、それらの他人が著名であるか否かを問わず承諾が得られていない場合には商標登録が認められないという判断が行われてきた。本件はデザイナーの氏名をローマ字表記した上で空白を削除し、英単語を付加しひとまとまりの表記としたものについて結合商標であるという認定を行ったうえで、当該商標は、ミヤシタ(姓)タカヒロ(名)という人名を含むことが客観的に把握できるものであり、4条1項8号にいう他人の氏名を含む商標として、登録のためには当該他人の承諾が必要であるとした。また、承諾を必要とする他人について著名性を問わないとした点においても近時の裁判例の流れにしたがうものである。

とりわけファッション業界においては、デザイナーの氏名を含む商標登録へのニーズが強く、登録を求める商標には4条1項8号の適用を回避すべく工夫も見られるところであるが、そうした工夫にもかかわらず登録が認められなかったものとして、本判決は事例的意義を有するものである。

# I 事案の概要

X(原告)は、訴外 A(宮下貴裕)をデザイナー とするアパレルブランドを運営(製品の企画、製

造, 販売, 卸) する法人である。A は, 平成8年 ごろから服飾のデザイン活動を開始した。当初, A は別のブランド名の下で活動し, 国内外でファ

<sup>\*</sup> 名古屋経済大学法学部 准教授 Associate Professor, Nagoya University of Economics

ッションショーを行う等人気を博していたものの、 平成 21 年には当該ブランドでの活動を終了した。 その後、平成 22 年に A は新ブランド「TAKAHIR OMIYASHITATheSoloist.」を立ち上げていた<sup>1)</sup>。

Xは、平成29年9月21日に、指定商品を第9類「サングラス、電子出版物」、第14類「ネックレス及びその他の身飾品(「カフスボタン」を除く。)、宝玉及びその模造品、キーホルダー」、第18類「かばん類、袋物、傘、皮革」および第25類「被服(「和服」を除く。)、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、靴類(「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。)」とし、「TAKAHIROMIYASHITATheSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標(以下「本願商標」という)について、商標登録出願を行った。しかし、この商標登録出願が平成30年11月15日付で拒絶査定を受けたため、Xは、平成31年1月29日に不服審判請求を行った。

この不服審判請求について、令和元年12月6日、特許庁により請求は成り立たない旨の審決<sup>2)</sup>(以下「本件審決」という)がなされたため、Xは、本願商標は他人を想起、連想させるものとはいえないから、商標法4条1項8号にいう「他人の氏名」を含む商標には該当せず、また、仮に他人を想起、連想させるものであるとしても、「宮下孝洋」等は同号の「他人」には該当しないと解すべきであるとして本件審決の取消しを求めて知財高裁に訴訟を提起した。

### Ⅱ 判旨

請求棄却。

1. 本願商標が人の氏名を含む態様のものであるか否かについて

本願商標は、「TAKAHIROMIYASHITATheSolo

ist. | の文字を標準文字で表して成る商標であると ころ、このうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字 部分は、子音と母音の規則的な並び方から、ロー マ字表記であることが容易に理解されるものであ る。これに対し、それに続く「TheSoloist.」の文字 部分については、子音と母音の並び方から前半部 分とは異なりローマ字表記ではないことが容易に 看取され、また、|T|と|S|のみを大文字で、そ の余の文字を小文字で書して成ることから, 外国 語の記載であると容易に推測され、そのうち「The」 が我が国において親しまれた英語の定冠詞である こと等からして, 英語表記であると容易に理解さ れ得るものである。したがって、本願商標につい ては、ローマ字表記による「TAKAHIROMIYASH ITA | の文字部分(前半部分)がその余の部分と結 合された構成を有していると容易に認識し得るも のであるといえる。

その上で、「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、無理なく一連に発語することができ、「タカヒロミヤシタ」という称呼が自然に生じるところ、証拠(略)によると「タカヒロ」を読みとする名前(「孝大」、「孝弘」、「隆広」、「貴大」、「貴弘」等)が、証拠(略)によると「ミヤシタ」を読みとする姓氏(「宮下」)が、それぞれ日本人にとってありふれたものであることが認められる。

以上に加え、証拠(略)及び弁論の全趣旨によると、我が国では、パスポートやクレジットカードなどに本人の氏名がローマ字表記されるなど、氏名をローマ字表記することが少なくなく、全ての文字を欧文字の大文字で記載することも少なくなく、また、その場合、従来、名前、姓氏の順で記載することが広く行われていたと認められることを考慮すると、本願商標の構成のうち「TAKAHIROMIYASHITA」の文字部分は、「ミヤシタ(氏)タカヒロ(名)」を読みとする人の氏名

として客観的に把握されるものであり、本願商標は「人の氏名」を含む商標であると認められる。

……これに対し、Xは、本願商標は、文字を同大、等間隔に書して外観上まとまりよく一体的に表して成る構成であり、一体不可分の態様として把握されると主張するが、そのような外観を踏まえても、前記……のとおり、前半部分は、その余の部分と結合されたものと容易に認識し得るものといえる。

また, X は, 前半部分は, 欧文字の大文字を空 白を入れることなく整然と一列に並べるもので, それ自体がまとまりよく一連で表されているから, 一体不可分の態様で把握されると主張するが、そ のような外観を踏まえても、前記……のとおり、 前半部分は、「ミヤシタ(氏)タカヒロ(名)」を 読みとする人の氏名として客観的に把握されるも のであるといえる。この点,姓氏と名前を2段に 分けて表記したり,姓氏と名前との間に空白を入 れて表記したりする例が存在し、それらがパスポ ートやクレジットカードの例であること……から 直ちに、そのような表記でなければ人の氏名であ ると理解されないとはいえず、また、姓氏と名前 の頭文字のみを大文字で記載する例があること ……から直ちに、そのような表記でなければ人の 氏名であると理解されないとはいえないのであっ て、これらの表記の存在は、前記……の認定判断 を左右するものではない。

さらに、Xは、ローマ字表記の際の姓氏と名前の記載の順序についても主張するが、日本国政府が公文書において令和2年1月1日から原則として姓氏、名前の順とすることを決定するなどしたこと……から直ちに、姓氏、名前の順でなければ氏名をローマ字表記したものと理解されなくなるものでもない。

その他, Xは, 他の審決例……の存在も主張す

るが、異なる商標についての同審決例の存在が本願商標についての前記……の認定判断を左右するものではない。

#### 2. 商標法 4 条 1 項 8 号該当性について

……証拠(略)によると, ……「宮下孝洋」と いう者が 2018 年 12 月版 (掲載情報は同年 9 月 5 日現在)及び2016年12月版(掲載情報は同年9 月7日現在)の「ハローページ(新潟県上越版)」 に,〔2〕「宮下隆寛」という者が2019年3月版(掲 載情報は2018年11月28日現在)及び2017年3 月版(掲載情報は2016年12月1日現在)の「ハ ローページ(長野県飯田版)」に、〔3〕「宮下貴博」 という者が 2019 年 3 月版 (掲載情報は 2018 年 11 月 28 日現在) 及び 2017 年 3 月版 (掲載情報は 2016年12月1日現在)の「ハローページ(長野 県松本版)」に、〔4〕「宮下孝弘」という者が 2019 年3月版(掲載情報は2018年11月28日現在)及 び 2017 年 3 月版 (掲載情報は 2016 年 12 月 1 日 現在)の「ハローページ(長野県木曽版)」に,〔5〕 「宮下高広」という者が 2019 年 9 月版 (掲載情報 は同年6月3日現在)及び2017年9月版(掲載 情報は同年6月5日現在)の「ハローページ(長 野県長野版)」に、〔6〕「宮下高弘」という者と「宮 下貴浩」という者がそれぞれ2019年9月版(掲載 情報は同年6月3日現在)及び2017年9月版(掲 載情報は同年6月5日現在)の「ハローページ(長 野県上田版) | に、〔7〕 「宮下孝弘 | という者が 2019 年2月版(掲載情報は2018年11月1日現在)及 び2017年2月版(掲載情報は2016年11月1日 現在)の「ハローページ(小平・西東京・東村山 市版)」に、〔8〕「宮下貴博」という者が2018年11 月版(掲載情報は同年7月26日現在)及び2016 年11月版(掲載情報は同年8月3日現在)の「ハ ローページ (川崎市川崎・幸・中原区版)」に、そ

れぞれ掲載されていることが認められ、上記各事実からすると、上記の者は、いずれも本願商標の登録出願時から本件審決時まで現存しているものと推認できる。そして、上記の者は、いずれもその氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とすると考えられる。その他、ウェブページ(略)からも、氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とする「宮下貴博」、「宮下敬宏」、「宮下孝洋」、「宮下孝広」又は「宮下貴浩」という者及び氏名の読みを「ミヤシタタカヒロ」とすると考えられる「宮下隆裕」又は「宮下隆博」という者が存することが認められ、これらの者も、本願商標の登録出願時から本件審決時まで現存しているものと推認できる。

弁論の全趣旨によると、上記の者は、いずれも X とは他人であると認められるから、本願商標は、その構成のうちに「他人の氏名」を含む商標であって、かつ、上記他人の承諾を得ているとは認められない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項8号 に該当する。

……これに対し、Xは、商標法4条1項8号の「他人」については、承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性等を必要とすると解すべきであると主張する。

しかし、商標法 4 条 1 項 8 号は、自らの承諾なしに、その氏名、名称等を商標に使われることがないという人格的利益を保護するものである(最高裁平成 15 年 (行ヒ) 第 265 号同 16 年 6 月 8 日第三小法廷判決・裁判集民事 214 号 373 頁、最高裁平成 16 年 (行ヒ) 第 343 号同 17 年 7 月 22 日第二小法廷判決・裁判集民事 217 号 595 頁参照)ところ、その規定上、「雅号」、「芸名」、「筆名」及び「略称」については、「著名な」という限定が付されている一方で、「他人の氏名」及び「名称」に

ついてはそのような限定が付されていない。同号は、氏名及び名称については著名でなくとも当然にその主体である他人を指すと認識されることから、当該他人の氏名や名称の著名性や希少性等を要件とすることなく、当該他人の人格的利益を保護したものと解される。したがって、Xの上記主張は採用することができない。

……また、X は、ファッションの分野において は、周知、著名なブランドの使用者に独占排他的 権利が認められてしかるべきであると主張し,[1] 同程度に周知、著名性を獲得したブランドである にもかかわらず、他人の現存の有無といった出願 人(ブランド使用者)の関与し得ない要素によっ て承諾の要否や承諾が必要な数が異なり、登録可 能性に差異が生じる旨、〔2〕氏名をローマ字表記 する場合は、承諾の対象者が広く、他人の承諾を 得ることが困難であるから, 氏名のローマ字表記 が相当珍しいものでない限り, 商標登録が事実上 不可能となる旨,〔3〕上記のようなブランドに係 る商標は、それがファッション分野の商品に使用 されると、当該デザイナーのブランド表示として 客観的に把握されるから、同じ読みの氏名の他の 者を想起, 連想させるものではなく, 当該他人の 人格的利益が毀損されるおそれはない旨を主張す る。

しかし、「他人の氏名」を含む商標について原則として商標登録を受けることができないとし、「その他人の承諾」を得ている場合をその例外と定める商標法4条1項8号においては、上記[1]及び[2]のようなことが一定程度生じることは、予定されているというほかなく、そのことを直ちに公平でないとか商標法1条の目的に反するということはできない。また、同号が具体的な人格的利益の侵害又はそのおそれを要件として定めるものではないことからすると、上記[3]のような場合に

は同号に該当しないと解することはできない。したがって、Xの上記主張は、前記(1)の判断を左右するものではない。

……以上によると、本願商標が商標法4条1項8号に該当するとした本件審決の判断に誤りはなく、X主張の取消事由は認められない。

### Ⅲ 検討

#### 1. はじめに

指定商品・役務を第 41 類 (料理に関する教授,以下省略)・第 43 類 (インターネットによる料理のレシピに関する情報の提供,以下省略)とし,標準文字からなる「栗原はるみ」という登録商標がある<sup>3)</sup>。あらためて紹介するまでもなく,栗原はるみは我が国において著名な料理研究家であり,料理にまつわるさまざまなビジネスを展開していることから,自身の名前を商標登録し,当該商標の下に信用を蓄積していきたいという動機は十分に理解できるものである。

ところが, 近年, こうした個人の氏名から成る 商標について、他人の氏名等を含む場合に当該他 人の承諾を得ているものをのぞき登録を受けるこ とができないとする商標法4条1項8号に該当す ること, つまり, 他人の氏名等を含むにもかかわ らず当該他人の承諾を得ていないことを理由に特 許庁が商標登録を認めない事例が散見されるよう になっている4)。このことについて、「嘗ての実務 上は、自己の氏名と一致する全ての他人の承諾を 必要とするのではなくて、他人にはある程度の著 名性が考慮され、また、登録異議申立てなどによ り積極的に人格権の保護を主張した場合にその者 の承諾を必要とすることとしていた」が、最近は インターネット情報の入手や付与後異議制度とい った事情の変更もあり実務上の取扱いが変わって いると元商標審査官からも指摘されるところである50。

そして,近年,知財高裁においても,このような 特許庁の実務を支持する判決が下されるようになってきた。

一方で、とりわけファッションの分野においては、デザイナーの氏名をそのままブランド名として用いるものが多くあり、デザイナーの氏名を商標登録できるかどうかは、ビジネスを展開していく上で関心が高いことが予想される<sup>6</sup>。本判決は、一連の英文字の中にデザイナーの氏名をローマ字表記したものが含まれる商標について、4条1項8号に該当することを理由に不登録としたものとして事例的意義を有するものである。

#### 2. 判旨 1 について

#### (1)他人の氏名を含む商標

4条1項8号は「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号,芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標」について,その他人の承諾があるもの70を除き商標登録を受けることができないと規定する80。すなわち,この規定の文言を素直に読めば,他人の氏名や名称を含む商標については,それが著名であるか否かにかかわらず登録が拒絶されることになる。なお,ここにいう氏名とはフルネームをいう90。また,本号は生存中の人物の氏名に関して適用されるものであり,故人には適用されないとする裁判例がある100。

さて、本願商標は、「TAKAHIROMIYASHITATh eSoloist.」の文字を標準文字で表して成る商標、言い換えれば、一連の英文字の中にデザイナーの氏名をローマ字表記したものが含まれる商標である。そこで、Xは、そもそも本願商標が4条1項8号にいう他人の氏名を「含む」商標にあたるか否かを争った。つまり、Xは、本願商標は、「ミヤシタタカヒロ」という氏名をローマ字表記したものと

は客観的に把握されず、他人を想起、連想させる ものとはいえないから、他人の氏名を含む商標に はあたらないと主張したのである。

#### (2)従来の裁判例

ここで、本判決以前に、個人の氏名に関して 4 条1項8号にいう他人の氏名を含む商標か否かに ついて認定を行った裁判例を見てみたい。

まず、山岸一雄大勝軒事件<sup>11)</sup>では、「山岸一雄大勝軒」の文字を標準文字で表して成る商標について、その構成中「山岸一雄」の文字部分は、我が国における氏名表記の実情に照らし、「山岸」が氏を、「一雄」が名を表し、そして、その全体が「山岸一雄」なる氏名を表したものとして認識されるから他人の氏名を含む商標であると認定した。

これに対し、KENKIKUCHI 事件<sup>12)</sup> で問題となったのは、翼を広げた鳥を黒いシルエットで表した図形部分にKENKIKUCHIという英文字(なお、原告・出願人は菊地健)を組み合わせた結合商標であった。



裁判所は、この商標の KENKIKUCHI の英文字部分について、外観上、KEN部分と KIKUCHI 部分に区別して認識されるとし、それぞれの部分はいずれも無理なく一連に発語することができることから「ケン」「キクチ」の称呼が自然に生じると判断した。その上で、我が国におけるパスポートやクレジットカードにおける氏名のローマ字表記の状況等から本願商標の構成中「KENKIKUCHI」部分は、「キクチ(氏)ケン(名)」を読みとする

人の氏名として客観的に把握され、この商標は人の氏名を含む商標であると認定した。また、4条1項8号にいう氏名にはローマ字表記された氏名も含まれるとも述べた。

#### (3)検討

どのような場合に他人の氏名等を含む商標といえるかについて、商標が物理的に氏名等を包含するかどうかではなく、商標に接する者がそこに氏名等が含まれていることを認識するかどうかによって判断されるべきであると考えるのが通説的見解である<sup>13)</sup>。また、裁判例においては、企業の名称に関する事案においてINTELLASSETはINTELを包含するものの他人の氏名等を含む商標にはあたらないというようなものなどが見られる<sup>14)</sup>が、本件のような人の氏名に文字列等何らかのものを付加したような商標について、どのような場合に「含む」といえるかについては先述の2つのものにいたるまで、裁判例としては見られなかった。

この点につき、商標審査基準<sup>15)</sup> は、人の氏名に限定するものではないが、他人の名称等を含む商標であるかについては、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断すると述べ、例として、商標「TOSHIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させないというものを挙げている。

本判決において、本願商標は、前半の氏名のローマ字表記の部分と後半の外国語の部分に容易に区別できるとした上で、前半部分について、KENKIKUCHI事件と同様、パスポートやクレジットカードにおける氏名のローマ字表記の状況等から人の氏名として客観的に把握されるものであり、人の氏名を含む商標であることが認定された。これに対し、Xは、本願商標は、空白等を入れずま

とまりよく一連で表したものであり一体不可分の 態様であること、表記の順番について氏と名の順 番でなければ氏名のローマ字表記とはいえない等 の主張も行ったが、本願商標が人の氏名を含む商 標であるという認定判断を左右するものではない とされた。

冒頭に述べた通り,ファッションの分野では, デザイナーの氏名に関連するブランド名でビジネ スを展開する例が多数見られる。そこで、デザイ ナーの氏名を含む商標を登録したいと考える場合 には、ローマ字で表示、逆順で表示、あるいはス ペースで表示してスペースなく結合して表示する, または自己のブランドの図形ロゴと結合するなど して,同姓同名の他人の存在を推認させるような 氏名そのものではないといえるような工夫をした 上で商標登録を目指すことが想定される160。しか し、本判決および KENKIKUCHI 事件の裁判所の 判断にしたがえば、こうした工夫を行った商標で も,他人の氏名が客観的に把握できるかぎりは, 他人の氏名を含む商標と判断される可能性が高い といえよう。したがって、デザイナーと同姓同名 の者があるかぎりは (そして, KENKIKUCHI 事件 や本件判決のようにローマ字表記も含むとすれば、 同じ読みを持つ氏名がある場合にはそれらの者も すべて他人に含まれ、他人の範囲は著しく広くな る),4条1項8号にいう他人の氏名を含む商標で あるということになる。

しかし、「客観的に把握される」というのはかなり曖昧な基準であるようにも思われる。たとえば、筆者は「フチ(氏)マイコ(名)」という氏名を有する者であるが、仮に、「CHIDORIGAFUCHI MAIKO」や「chidorigaFUCHIMAIKO」という商標が出願された場合に、これらは筆者の氏名を含む商標といえるだろうか<sup>17)</sup>。もちろん筆者の氏名を物理的に含むにすぎない商標であるということも

できるが、特に後者については、表記の仕方によって千鳥ヶ淵の意味が薄れ、筆者の氏名のほうが強く想起・連想される商標であるという評価することはできるのだろうか。教室説例的ではあるが、裁判所がいうところの、他人の名称として「客観的に把握される」商標とはどのようなものなのかという限界を探る1つの例となるかもしれない<sup>18)</sup>。

#### 3. 判旨 2 について

#### (1)他人の承諾の有無の認定

本判決では、まず、ハローページの掲載状況、ウェブページ上の情報に基づいて読みを同じくする同姓同名の他人の存在を認定し、それらの者から承諾を得ていないことから、本願商標は4条1項8号に該当するものであることが認定されている。このような手法は、従来の審決例や裁判例<sup>19</sup>がとってきたものと同様のものであり、新規な点は見られない。

#### (2)他人の著名性の考慮の必要性

続いて、4条1項8号にいう他人、すなわち承諾を得ることが必要となる他人といえるためには、承諾を得ないことによりその他人の人格権の毀損が客観的に認められるに足りる程度の著名性・希少性が必要であると X が主張したため、裁判所はこれに応答している。

出願した商標が他人の氏名等を含んでおり、その他人の承諾を得ていないことから4条1項8号に該当することを理由に商標登録を認められなかった出願人が、同号にいう承諾が必要となる他人とは一定程度の著名性を有するものにかぎられるべきであると審決取消訴訟において主張することは、これまでにもしばしば見られるものであった<sup>20)</sup>。そして、ここにおいて他人の著名性を考慮する必要があるかという点は、4条1項8号の趣旨をど

のように理解するかとも関わる。

下級審裁判例では,氏名ではなく他人の名称(社名)が問題となった事案である末廣精工事件<sup>21)</sup>において,原告が出願した「末廣精工株式会社」の文字を横書きしてなる商標につき,同じ名称を持つ他人(この場合法人)が存在しており,その他人からの承諾を得ていないことから4条1項8号に該当し登録が認められないと結論づけられたが,同号に該当するか否かの判断にあたっては,出願人と他人との間での商品又は役務の出所の混同のおそれの有無,いずれかが周知著名であるということなどは考慮する必要はないとした<sup>22)</sup>。

もっとも、このように承諾を必要とする他人の 氏名や名称に周知性や著名性を求めないとするこ とには学説からの批判も強い。たとえば、4条1項 8号において著名性が必要であることが法文上明 らかである雅号・芸名、およびそれらの略称と異 なり、氏名・名称について著名性を求めることは 文理には反するとしても、4条1項8号の趣旨か らすれば、承諾を得ないことにより人格権の毀損 が客観的に認められるに足る程度の著名性・稀少 性を必要とすると解すべきであるとする見解<sup>23)</sup>も ある。また、ここにいう他人とは、自己の氏名や 名称等が使用されることによって不快感を感じる 客観的事情にある者でなくてはならないとする見 解<sup>24)</sup>も見られるところである。

本判決は、先行する裁判例にしたがい、他人には著名性や希少性は必要ではないとした。その際に、理由としては、2つの最高裁判決と4条1項8号の文言を挙げている。

4条1項8号の趣旨は、本判決が引用する2つの最高裁判決(最判平成16年6月8日[LEONARD KAMHOUT事件] および最判平成17年7月22日 [国際自由学園事件]) において、肖像や氏名、名称等に関する他人の人格的利益の保護にあること

が明らかにされている。また、学説においても、本号の趣旨は人格的利益の保護にあると考えるのが現在の通説であるといえるだろう<sup>25)</sup>。また、本号の人格的利益の内容については、国際自由学園事件最判が「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益」<sup>26)</sup>であると述べている。

たしかに、氏名は「個人を他人から識別し特定する機能を有するもの」であり、氏名とは「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するもの」<sup>27)</sup>とされていることから、氏名に関して人格的利益があることは間違いない。

しかし、この利益が、他の利益に常に優先して 保護されるべきものなのかについては疑問がない わけではない。たとえば、出願する側にとっても、 自己の氏名等に対しては特別な意味や愛着を持っ ていることから、その氏名等を商標登録した上で 営業活動を行うことに対する強い利益があるとも いえる。ある意味ではこれも人格的利益といって よいはずのものである。

そして、この2つの利益が衝突するのが本件事案のような場合であると考えられるが、本判決はKENKIKUCHI事件と同様、ローマ字表記の場合であっても「自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益」にいう「氏名、名称等」にあたることを示したものであった。この点につき、日本人氏名をローマ字表記した場合には、「氏名」に該当しないという解釈をとることの可能性を示すものもある<sup>28)</sup>。さもないと承諾を求める他人の範囲が広がりすぎること等がその背景にあると考えられるが、ローマ字による表記しか持たない外国人の場合はどのように扱えばよいのであろうか。4条1項8号の解釈において、ことさらに日本人あるいは漢字表記の氏名を有する

者とそうでない者との区別をする必要はないよう にも思われる。

#### (3)ファッションの分野における特殊性はあるか

また, X は, ファッションの分野においては, 周知・著名なブランドの使用者に独占排他的な権 利が認められるべきであると主張し、その際に、 ①承諾の必要な他人の数の相違に基づく登録可能 性の難易度に差があること、②ローマ字表記の氏 名を含む商標に関しては事実上商標登録が不可能 であること、③出願する商標が周知著名である場 合には, 同じ読みの氏名を有する他の者を想起, 連想させるものではなく, 当該他人の人格的利益 が毀損されないことを主張した。これに対し、本 件判決は、①、②については、商標法の制度上予 定されたものであること, ③についても4条1項 8 号は具体的な人格的利益の侵害あるいはそのお それがあることを要件としていないことを理由と して, ファッションの分野の特殊性等を検討する ことなくXの主張を一蹴している。

なお、③について、Xの主張は、上記国際自由 学園事件最判が述べた「自らの承諾なしにその氏 名、名称等を商標に使われることがない利益」か ら一歩踏み込んだ人格的利益を想定しているよう にも読める。しかし、裁判所は、上記の通り、4条 1項8号はそうした踏み込んだ利益を要件とする ものではないことを当然の前提とした上で「具体 的な人格的利益の侵害又はそのおそれを要件とし て定めるものではない」と述べるものであろうこ とを念のため指摘しておく。

本稿のはじめに述べたように、ファッションの 分野においては、デザイナーの氏名を含む商標が 使用されることがしばしばあることからXはこの ような主張を行ったものとも考えられる。しかし、 ファッションの分野においても例外的な扱いはし ないことを本判決は示唆したものと考えてよいだ ろう。

#### 4. おわりに

本判決は、個人の氏名を含むと認められる商標 の出願があった場合において,同姓同名の他人の 存在が確認できる場合には、4条1項8号を厳格 に適用し、それら同姓同名のすべての他人からの 承諾がないかぎり商標登録を認めないという特許 庁の審査実務および近時の知財高裁の判断の流れ を踏襲するものである。当初、漢字氏名を含む商 標について始まったこの流れは, 本判決により, 氏名に関して, 名から氏の順でローマ字表記の上 スペースを削除して連続して表記し、他の文言と 組み合わせたような商標とした場合でもなお、他 人の承諾がない限り登録は認められないというと ころまで拡大したと評価することができるだろう。 この流れにしたがえば、今後、個人の氏名を含 むと判断される商標については, それが漢字表記 されたものはもちろん,ローマ字表記されたもの, そして, おそらく平仮名表記やカタカナ表記のも のであっても、さらに、表記方法を問わず氏名と 図柄、氏名と他の文言と結合させたものについて も商標登録は認められないことになるだろう。こ のような傾向については批判も強い29)。

もっとも、既に指摘されている通り、4条1項8号はあくまで商標登録を認めないという問題にすぎず、26条1項1号が存在することから自己の氏名等を含む商標を使用することまでを否定するものではない。また、登録がなされていない商標であっても、不正競争の目的があってこれが使用された場合には不正競争防止法により一定の保護の余地がある<sup>30)</sup>。ただ、商標法としては、少なくとも氏名を同じくする者が複数ある場合には、その氏名について商標権の設定というかたちでの積

極的な独占権は認めないという制度設計がなされたのであり、そこには例外を認めないということに裁判所として積極的に与するとしてもそれは致し方ないのかもしれない。いずれにしても今後、

特許庁および裁判所のこのような判断の傾向が定着するのかどうかについては注視する必要があると考えられる。

#### 注)

- 1) これらの X のブランド設立に至るまでの経緯について, https://www.gqjapan.jp/fashion/news/20150310/takahiro-mi yashita および https://www.ssense.com/ja-jp/editorial/fashi on-ja/takahiro-miyashita-writes-wearable-love-letters?lang= ja も参照(2021 年 1 月 23 日閲覧)。
- 2) 不服 2019-1138 号。
- 3) 平成 26 年 9 月 26 日登録 (商標登録第 5705452 号)。権 利者は株式会社ゆとりの空間である。
- 4) ローマ字表記によるものだけ見ても、TARO YAMADA のような名と氏の順による表記方法による商標の登録は拒絶するものが複数見られる(平成 23 年 9 月 29 日 不服 2010-15068 [村上隆/Takashi Murakami の二段表示からなる商標]、平成 26 年 5 月 14 日 [Akiko Ogawa.]、平成 26 年 9 月 12 日 [小野正人/onomasato の二段表示からなる商標] など多数。いずれも同姓同名の他人の存在を認定し、当該他人からのの承諾を得ていないことを理由とする)。その一方で、名と氏を続けて表記したTAROYAMADA のような商標は登録を認められたものもある(平成 26 年 7 月 30 日不服 2013-21004 [MASA HIROMARUYAMA]、平成 27 年 1 月 20 日不服 2014-16939 [junhashimoto])。
- <sup>5)</sup> 工藤莞司『実例で見る商標審査基準の解説〔第8版〕』 224頁(発明推進協会,2015年)。
- 6) こうしたニーズについて指摘するものとして,押本泰彦「著作物の題号及び芸名・グループ名と商標法」『松田治躬先生古稀記念論文集』232頁(東洋法規出版,2011年)参照。
- 7) ここにいう他人の承諾があるというためには、承諾書をとって出願書類に添付するという方法をとる。承諾書に必要な記載事項については、商標審査便覧42.108.01 参照。
- 8) なお、本号は拒絶理由(15条1項)であるとともに、本号に違反して登録された場合には、登録異議申立理由(43条の2第1号)および無効理由(46条1項1号)となる。
- 9)特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第 21版〕』1509頁(発明推進協会,2020年)。
- 10) 知財高判平成 17 年 6 月 30 日平成 17 年 (行ケ) 第 10336 号 [Ana Aslan 事件]。
- $^{11)}$  知財高判平成 28 年 8 月 10 日平成 28 年 (行ケ) 第 10065 号。
- $^{12)}$  知財高判令和元年 8 月 7 日平成 31 年 (行ケ) 第 10037 号。
- 13) 金井重彦ほか編『商標法コンメンタール』103 頁 (LexisNexis, 2015年) [茶園成樹] 参照。
- 14) 知財高判平成 21 年 10 月 20 日平成 21 年 (行ケ) 第 10074 号 [INTELLASSET 事件]。そのほかにも知財高

- 判平成 24 年 1 月 30 日平成 23 年 (行ケ) 第 10190 号 [メルクス事件], 知財高判平成 25 年 4 月 18 日平成 24 年 (行ケ) 第 10360 号 [インテルグロー事件] など。
- 15) 特許庁編『商標審査基準〔改訂第15版〕』73頁。なお、「含む」に関する判断について審査基準に記載されるようになったのは、平成29年4月1日以降の審査に適用される改訂第13版からである(判断手法については、改訂第13版から現在まで変更は見られない)。
- 16 西村雅子「ファッション分野での知財マネジメントに 関する一考察」パテント 67 巻 15 号 55 頁 (2014 年) 参照。
- <sup>17)</sup> 推測の域を出ないが,「チドリガフチ(氏)マイコ(名)」 という氏名を持つ者は存在しないのではないだろうか。
- 18) この点について、本件判旨も引用する国際自由学園最判に関する横山久芳・判評 580 号 31 頁 (2007 年)以下が「国際自由学園」が「自由学園」という商標を「含む」か否かについて行う指摘も参考になる。横山説は、「小山田」は「山田」を含む商標ではないのとは異なり、「国際自由学園」は「自由学園」を客観的に含むと解したことは妥当であるとする。もっとも、国際自由学園最判それ自体は、「含む」かどうかについて特段の検討を行うことなく「国際自由学園」は「自由学園」を含むことは明らかであるとして判断を行ったものであった。
- 19) 山岸一雄大勝軒事件や KENKIKUCHI 事件もこのよう な手法をとっている。
- 20) 前述の KENKIKUCHI 事件において,原告は,同号の「氏名」に該当するかの判断にあたっては,「特定人の同一性を認識させるに足りる表記であるか,あるいは,本願商標がブランドとして一定の周知性を有するかという観点から総合的に判断されるべきであり,同号の「他人」に当たるか否かは,その承諾を得ないことにより人格権の毀損が客観的に認められるに足る程度の著名性・希少性等を有する者かという観点から判断すべきである」と主張していた。
- 21) 知財高判平成 21 年 5 月 26 日判時 2047 号 154 頁。
- 22) 同時期の知財高判平成 21 年 2 月 26 日裁判所ウェブサイト [オプト事件] は、「株式会社オプト」という標準文字から成る商標について、「株式会社オプト」という企業が複数存在しておりそれらの企業から承諾を得ていないため拒絶査定を受けた事案であったが、他人の側の商標の著名性や周知性は不要であるとする判決が下されていた。
- <sup>23)</sup> たとえば、網野誠『商標〔第6版〕』338頁(有斐閣, 2002年)など。
- <sup>24)</sup> 平尾正樹『商標法 [第 2 次改訂版]』164 頁 (学陽書房, 2015 年)。
- 25) 特許庁編・前掲注 9) 1509 頁, 小野昌延=三山峻司編

『新・注解商標法(上)』312 頁(青林書院,2016年) [小野昌延=小松陽一郎] など。なお,本規定の趣旨について人格的利益の保護にあるとしながらも,会社の名称および著名な略称については人格的利益を観念することができないことから趣旨が異なるとする見解もある。田村善之『商標法概説 [第2版]』217頁(弘文堂,2000年)参照。もっとも,古くから現在に至るまでの4条1項8号の趣旨に関する判例・学説には変遷がある。そのような判例・学説の変遷については,渕麻依子「自然人の名称と商標——私の氏名は私のブランドとなり得るか?」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦Ⅱ』290頁以下(弘文堂,2020年)参照。

26) なお、学説の中には、4条1項8号によって他人による商標登録を認めないとしても、それを通じてその他人による商標の使用までも禁ずることができないことを理由に人格的利益の内容をこのようにとらえること

- を批判するものもある。島並良「判批」平成 17 年度重要判例解説 285 頁(2006 年)参照。
- <sup>27)</sup> 最判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 巻 2 号 27 頁 [NHK 日本語読み事件]。
- <sup>28)</sup> 山本真祐子「判批」ジュリスト 1549 号 115 頁 (2020年)。
- <sup>29)</sup> 山本真祐子「デザイナー名のブランド化と商標法 商標法 4 条 1 項 8 号と氏名商標に関する一考察」発明 117 巻 5 号 55 頁 (2020 年)。
- 30) こうした点について整理するものとして,石井美緒「商標法4条1項8号における『他人の氏名』」特許研究66号27頁以下(2018年)。
- \* 脱稿後に、中川隆太郎「自己氏名商標における『他人の氏名』の再検討――氏名権の保護とブランド名選択の自由の適正なバランス――」IP ジャーナル 16 号 21 頁 (2021 年) に接した。